

国民健康保険のお知らせ



▶問合せ 役場保険医療課

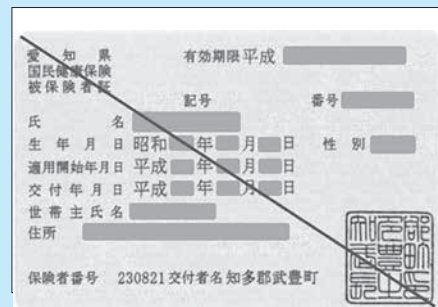
新しい国民健康保険被保険者証(保険証)をお送りします

○現在使用している保険証の有効期限は、8月31日(金)です

○新しい保険証は、8月下旬に簡易書留郵便で送付します

有効期限は2年間です

※ただし、平成32年8月31日までに75歳になる人は、有効期限は誕生日の前日となります。
75歳の誕生日までに後期高齢者医療制度の保険証を送付します



《お手元に届きましたら、必ず内容の確認を》

会社等お勤め先の健康保険に変更した場合や内容に誤りがある場合は役場保険医療課で手続きをしてください。

《期限が切れた保険証は、各自で処分を》

個人情報が記載されていますので、処分に際しては取扱いに十分注意してください。

健康保険証が変わったら手続きを!

他の健康保険等に加入した場合、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

(自動的に切り替わりません)

次の5点を用意して、役場保険医療課までお越しください。

- ①国民健康保険被保険者証
- ②勤務先の社会保険等の被保険者証
(現在お使いの被保険者証)
- ③来庁者の本人確認ができる顔写真付き証明書
(運転免許証等)
- ④世帯主と脱退する人のマイナンバーがわかるもの
(個人番号カード、通知カード)
- ⑤認印



※他保険へ加入後に国民健康保険で受診すると、負担した医療費の返還が必要です